

妙高市国民保護計画

令和6年3月

妙高市

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画作成の趣旨	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	妙高市地域防災計画等との関連	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1	関係機関の責務	9
2	各機関の事務又は業務の大綱	9
第4章	市の地理的、社会的特徴	13
1	地理的概要と交通網	13
2	気候・気象	13
3	人口と世帯数の動向	14
4	自衛隊施設等	15
5	その他	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態の類型	16
2	緊急処理事態の類型	17
第2編	平素からの備え等予防に関する計画	18
第1章	組織・体制の整備等	18
1	市の各課（局）における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	19
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2章	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町村等との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	自主防災組織等に対する支援	24
6	ボランティア団体等に対する支援	25

第3章	通信の確保	26
1	市における通信の確保	26
第4章	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
第5章	研修及び訓練	31
1	研修の実施	31
2	訓練の実施	31
第6章	避難・救援体制の整備	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第7章	医療救護体制の整備	37
1	医療救護体制の確立	37
2	医療資器材等の確保	37
第8章	要配慮者の支援体制の充実	38
1	要配慮者への配慮	38
2	社会福祉施設等における安全確保対策	39
3	園児、児童及び生徒への配慮	40
第9章	物資及び資材の備蓄、整備	41
1	市における備蓄	41
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第10章	豪雪地域の体制整備	43
1	除排雪体制・施設整備等の推進	43
2	緊急活動体制の整備	43
3	孤立予想地区の通信・連絡体制の整備	44
4	積雪期の施設の管理	44
第11章	国民保護に関する啓発	45
1	国民保護措置に関する啓発	45
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	45
第3編	武力攻撃事態等への対処に関する計画	46

第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 6
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	4 6
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 8
第 2 章	市対策本部の設置等	4 9
1	市対策本部の設置	4 9
2	通信の確保	5 7
第 3 章	関係機関相互の連携	5 8
1	国・県の対策本部との連携	5 8
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 8
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 9
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 9
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 0
6	市の行う応援等	6 0
7	ボランティア団体等に対する支援等	6 1
8	市民等への協力要請	6 1
第 4 章	警報及び避難の指示等	6 2
1	警報の伝達等	6 2
2	警報の内容の伝達方法	6 3
3	緊急通報の伝達及び通知	6 4
第 5 章	避難住民の誘導等	6 5
1	避難の指示の通知・伝達	6 5
2	避難実施要領の策定	6 6
3	避難住民の誘導	7 1
4	避難住民の受入	7 4
5	避難の長期化への対処	7 5
6	避難の指示の解除	7 5
第 6 章	要配慮者の避難等への配慮	7 5
1	要配慮者への配慮	7 5
2	病院、社会福祉施設等における対策	7 6
3	園児、児童及び生徒への配慮	7 6
第 7 章	救援	7 7
1	救援の実施	7 7
2	関係機関との連携	7 7
3	救援の内容	7 8
4	医療救護活動	8 0
5	被災者の捜索及び救出	8 2
6	死体の捜索、処理、火葬及び埋葬	8 2

第 8 章	安否情報の収集・提供	8 3
1	安否情報の収集	8 4
2	県に対する報告	8 4
3	安否情報の照会に対する回答	8 4
4	日本赤十字社に対する協力	8 5
第 9 章	武力攻撃災害への対処	8 6
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 6
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 6
第 10 章	応急措置等	8 7
1	退避の指示	8 7
2	警戒区域の設定	8 8
3	応急公用負担等	8 9
4	消防に関する措置等	9 0
第 11 章	生活関連等施設における災害への対処等	9 2
1	生活関連等施設の安全確保	9 2
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	9 2
第 12 章	化学工場における武力攻撃事態への対処等	9 4
1	対象施設の考え方	9 4
2	安全確保の留意点	9 4
3	武力攻撃事態への備え	9 4
4	通報体制及び施設の使用停止命令	9 5
5	周辺住民等の避難措置	9 5
6	応急対策等	9 6
第 13 章	ダムにおける武力攻撃事態への対処等	9 7
1	対象施設の考え方	9 7
2	安全確保の留意点	9 7
3	武力攻撃事態への備え	9 7
4	通報体制及び安全確保措置の要請	9 7
5	周辺住民等の避難措置	9 8
6	応急対策等	9 9
第 14 章	観光施設における武力攻撃事態への対処等	1 0 0
1	対象施設の考え方	1 0 0
2	安全確保の留意点	1 0 0
3	武力攻撃事態への備え	1 0 0
4	通報体制及び安全確保措置の要請	1 0 1
5	住民、観光客等の避難措置	1 0 1
6	応急対策等	1 0 2

第 15 章	NBC 攻撃による災害への対処等	103
1	NBC 攻撃による災害への対処	103
第 16 章	被災情報の収集及び報告	106
1	被災情報の収集及び報告	106
第 17 章	保健衛生の確保その他の措置	107
1	保健衛生の確保	107
2	廃棄物の処理	108
第 18 章	ボランティア受け入れ計画	109
1	市災害ボランティアセンターの設置	109
2	市災害ボランティアセンターの活動支援	109
第 19 章	国民生活の安定に関する措置	110
1	被災者のための相談、支援等	110
2	避難住民等の生活安定等	110
3	生活基盤等の確保	110
4	生活関連物資等の価格安定	111
第 20 章	特殊標章等の交付及び管理	112
第 4 編	復旧に関する計画等	114
第 1 章	応急の復旧	114
1	基本的考え方	114
2	公共的施設の応急の復旧	114
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	115
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	116
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	116
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	116
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	116
第 5 編	緊急対処事態への対処	117
1	緊急対処事態	117
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	117
資料編		118

第 1 編 総 論

第 1 章 計画作成の趣旨

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し又はその恐れがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

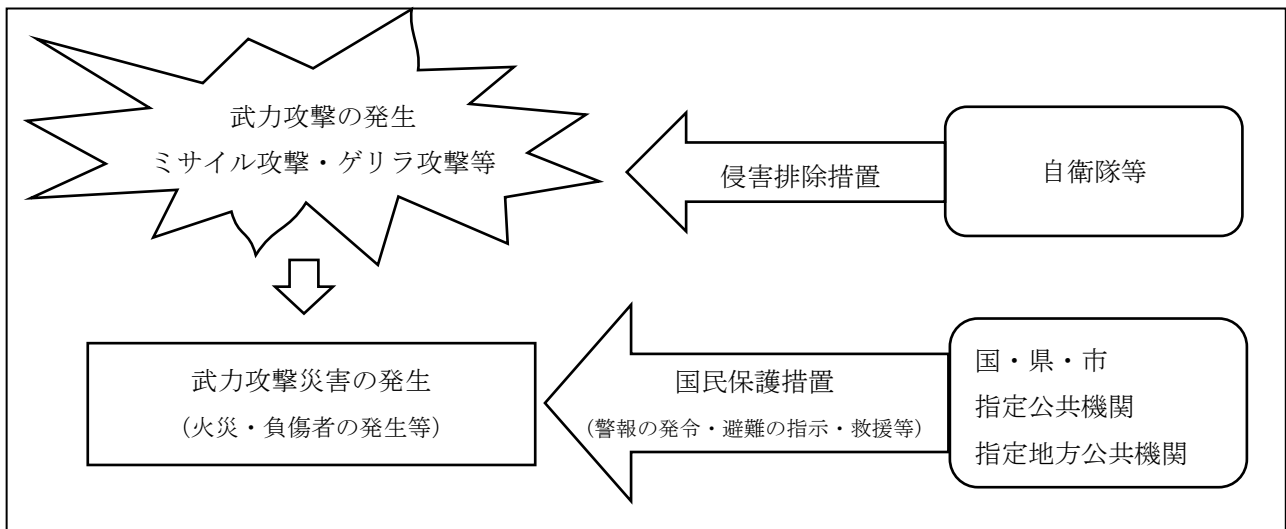
市国民保護計画は、国民保護法第 3 5 条の規定に基づいて作成するものであり、本市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

【武力攻撃事態における国民保護の位置づけ】



2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え等予防に関する計画
- 第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画
- 第4編 復旧に関する計画等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 妙高市地域防災計画等との関連

妙高市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

また、化学工場に関する対処については、市地域防災計画化学工業地帯等対策編を準用し、適切に国民保護措置にあたるものとする。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新

たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(計画関連)

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
対策本部長	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部の長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
市民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人のこと

(武力攻撃関連)

武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと
緊急処理事態	武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(避難・救援関連)

要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が、武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報
警戒区域	都道府県知事や市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域のこと
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条第2項関係）

(関係機関・施設関連)

指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の34機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で定められた国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管および土地、家屋の使用等国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他の特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

本市は、全国でも有数の豪雪地帯であり冬期の気象状況がきびしい。

また、市内には生活関連等施設に該当する危険物取扱所（化学工場）があり、さらに一級河川関川最上流にはダムが整備されている。

市は、国民保護措置の実施にあたっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮のうえ、適切な対処に努める。

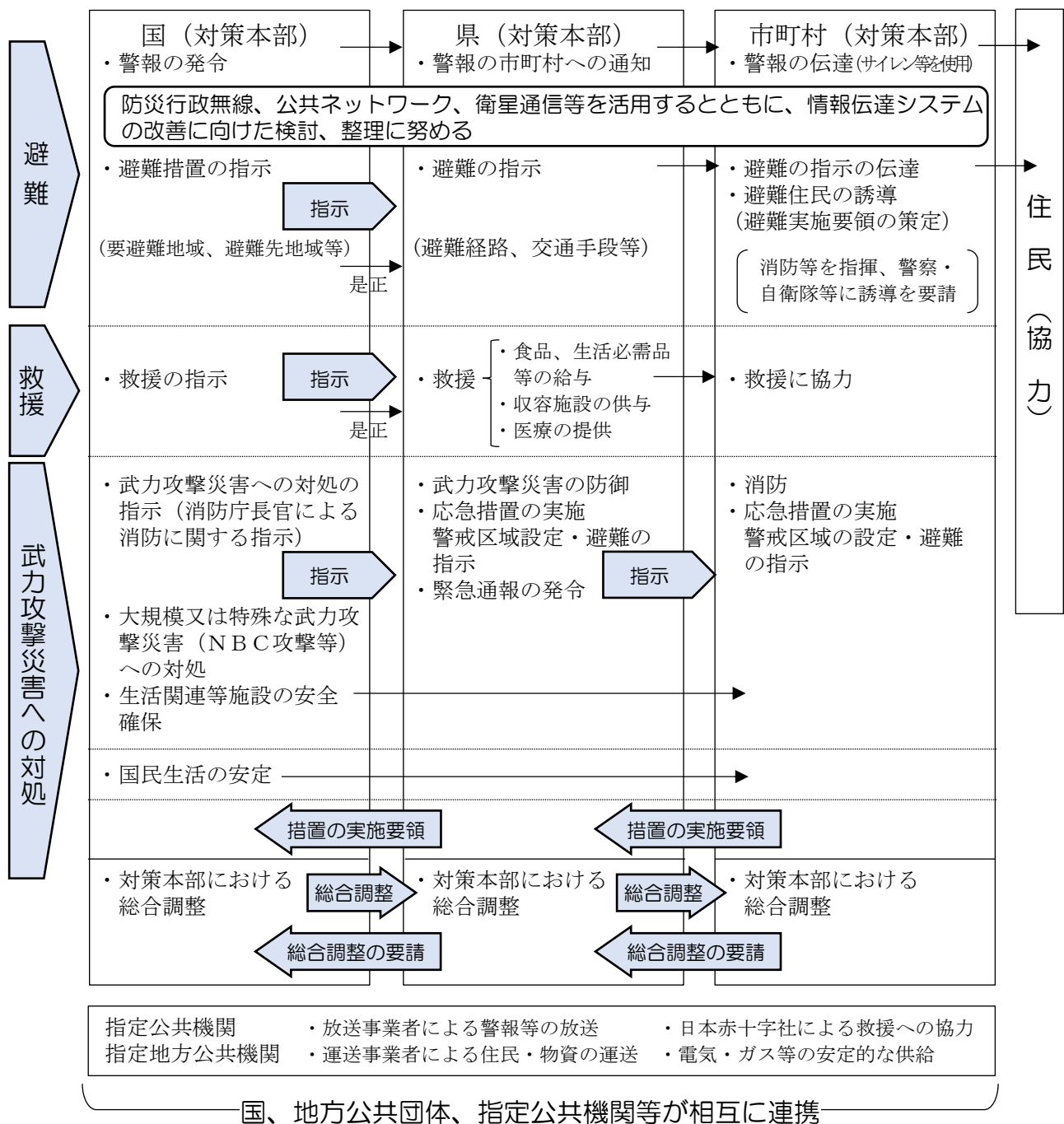
(10) 初動体制の充実

市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。

【国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組み】



1 関係機関の責務

(1) 妙高市

市は、武力攻撃等から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て国民保護措置を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、国民保護法及びその国民保護業務計画で定めるところにより、自ら国民保護措置を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
妙高市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
妙高市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助活動 2 住民の避難誘導
上越地域消防事務組合 (新井消防署) (頸南消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動、救急救助活動 2 避難住民の誘導 3 疾病者等の緊急輸送
新潟県警察本部 (妙高警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 管内警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 3 警察通信の確保及び統制

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成

関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を

	含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営むもの	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、港湾、空港の管理者	1 道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的概要と交通網

妙高市は、新潟県の南西部、北緯 37 度 1 分、東経 138 度 15 分に位置し、面積は 445.63 k㎡と広大であり、北は上越市、南は長野県信濃町等と接しており、西には妙高山、火打山、焼山といった妙高連峰がそびえ、妙高戸隠連山国立公園が広がっている。

市内北部には、高田平野の最南端に位置する市街地が形成され、西部には、妙高山(2,454m)、火打山(2,462m)、大毛無山(1,429m)、東部には、斑尾山(1,135m)等の連山で囲まれ、地形は東から西、南から北へ傾斜し、妙高山麓に源を持つ関川、矢代川が日本海に向かって流下している。

市のほぼ中央部に上信越自動車道と国道 18 号及びえちごトキめき鉄道が平行して南北に走っており、高速道路付帯施設として、妙高高原 I C、妙高 S A、新井 P A スマート I C が、鉄道駅として、妙高高原駅、関山駅、新井駅、北新井駅が存在している。また、道の駅あるいは、防災道の駅に選定されている。

2 気候・気象

四季の変化に富むが、夏は日本海に発生する高気圧の影響で、平野部で高温多湿となる一方、高原地帯は冷涼で過ごしやすい日が続く、冬は日本海を渡って吹き込む大陸からの季節風によって大量の雪がもたらされ、全国有数の豪雪地帯となっている。

降水量は降雪期を除くと、7月の梅雨期と9月の台風の時期に多く、4月、5月は少ない。

積雪は昭和 59 年に 465cm(妙高地域)、昭和 60 年に 412cm(同)、平成 18 年、平成 24 年には 390cm(妙高高原地域)という大雪を記録しており、通常でも平野部で 1～2 m、山地で 2～3 m の積雪がある。早い年は 11 月から雪が降り始め、遅い年には 5 月まで降雪がある。

気温、降水量

区分 年	気温 (°C)			降水量 (mm)		
	平均	最高	最低	合計	日最大雨量	月日
平成 24 年	12.3	37.5	-8.0	797.0	88.0	9月30日
平成 25 年	12.7	35.0	-6.5	1,570.5	140.0	10月16日
平成 26 年	12.2	36.0	-7.0	1,265.0	77.0	10月6日

平成 27 年	12.6	38.0	-6.0	1,006.5	47.0	9月18日
平成 28 年	13.7	34.0	-3.0	1,435.5	90.0	8月23日
平成 29 年	14.0	36.0	-1.0	1,745.0	186.0	10月23日
平成 30 年	15.5	38.0	-2.0	1,083.5	52.5	8月16日
令和元年	15.6	38.0	-2.0	1,435.5	157.0	10月12日
令和 2 年	14.7	39.3	-4.4	1,053.0	68.0	8月1日
令和 3 年	14.3	38.0	-5.8	1,258.5	73.5	8月13日

(観測点：新井消防署…令和2年から気温の測定廃止)
(令和2年以降の気温はアメダス高田観測所の数値)

3 人口と世帯数の動向

市の人口は、令和2年の国勢調査によると30,383人で、平成12年調査(39,699人)からの20年間で9,316人、約23.5%減少している。

世帯数においても、平成12年国勢調査の12,180世帯に対し、令和2年国勢調査では11,306世帯、同じく20年間で874世帯、約7.2%減少している。

人口・世帯数

単位：人、%

項目 年	世帯数	人 口			増減率		1世帯当 たり人口
		総 数	男	女	世帯	人口	
昭和 40 年	10,231	47,421	22,637	24,784			4.64
45 年	10,382	44,158	21,100	23,058	1.5	△6.9	4.25
50 年	10,708	42,720	20,443	22,277	3.1	△3.3	3.99
55 年	11,005	41,980	20,176	21,804	2.8	△1.7	3.81
60 年	11,168	41,704	20,196	21,508	1.5	△0.6	3.73
平成 2 年	11,359	41,072	19,822	21,250	1.1	△1.5	3.62
7 年	11,949	40,744	19,811	20,933	1.7	△0.8	3.41
12 年	12,180	39,699	19,319	20,380	1.9	△2.6	3.26
17 年	11,975	37,831	18,288	19,543	△1.7	△4.7	3.16
22 年	11,801	35,457	17,101	18,356	△1.4	△6.3	3.00
27 年	11,562	33,199	16,097	17,102	△2.0	△6.4	2.87
令和 2 年	11,306	30,383	14,740	15,643	△2.2	△8.5	2.69

資料：国勢調査（10月1日現在）

4 自衛隊施設等

自衛隊施設については、関山演習場が市内に存在し、その敷地面積は、1,585 万㎡（約 480 万坪）である。

施設は、年間約 9 万人の隊員が使用しており、例年 12 月から 5 月まで雪で覆われている。

5 その他

一級河川関川の最上流部に笹ヶ峰ダムが建設されており、頸城平野の農地を潤す重要な水源で、流域面積は 55.8 km²、有効貯水量は 920 万 m³である。また、沿川には 12 箇所の発電所が設置されている。（出典：関川地区土地改良区連合ホームページ）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急対処事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行なうことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急処理事態の類型

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

化学工場の爆破、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設や駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等に爆発による放射能の拡散、炭そ菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地の毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別な留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備え等予防に関する計画

第1章 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課（局）における平素の業務

市の各課（局）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各課（局）における平素の業務】

課名	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護協議会の運営に関する事・ 市国民保護対策本部に関する事・ 避難実施要領の策定に関する事・ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等に関する事・ 国民保護措置についての研修・訓練に関する事・ 安否情報及び被災情報の収集・提供体制の整備に関する事・ 住民に対する警報・避難の指示、緊急通報の内容の伝達及び広報体制の整備に関する事・ 非常通信体制の整備に関する事・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事・ 24時間即応体制の確保に関する事・ 特殊標章等の交付等に関する事
企画政策課	<ul style="list-style-type: none">・ 報道要請その他報道機関との連絡調整に関する事
福祉介護課	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事・ 被災者支援のためのボランティア等の活動に係る総合調整に関する事
健康保険課	<ul style="list-style-type: none">・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事
市民税務課	<ul style="list-style-type: none">・ 避難施設の運営体制の整備に関する事
環境生活課	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理に関する事・ 遺体の埋葬に関する事

農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、農林施設の管理に関すること ・食料及び生活必需品の配送に関すること
観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の管理に関すること ・食料及び生活必需品の調達・供給に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等の管理に関すること
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の管理、体制整備に関すること
こども教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の安全確保に関すること ・市立園、学校の管理に関すること
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること ・教育施設、スポーツ施設の管理に関すること
妙高高原支所	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置についての訓練、普及・啓発に関すること
妙高支所	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の管理に関すること

※上記に含まれない課（局）は、他課の支援にあたる。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市は職員による当直体制を整備し、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務課指定職員が参集
②緊急事態連絡室体制	各課指定職員が参集
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は支所に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全課局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	全課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	全課局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全課局での対応が必要な場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※①、②の体制を整えるかどうかの判断は、総務課長が行うものとする。

【職員配備計画表】

課名\配備状況	担当課体制	緊急事態連絡室体制	本部体制
総務課	指定職員	全職員	全職員
企画政策課		指定職員	〃
財務課		〃	〃
地域共生課		〃	〃
市民税務課		〃	〃
建設課		〃	〃
環境生活課		〃	〃
福祉介護課		〃	〃
健康保険課		〃	〃
農林課		〃	〃
観光商工課		〃	〃
妙高高原支所		〃	〃
妙高支所		〃	〃
会計課		〃	〃
上下水道局		〃	〃
こども教育課		〃	〃
生涯学習課		〃	〃
議会事務局		〃	〃
監査委員事務局		〃	〃
農業委員会事務局		〃	〃

(4) 職員等への連絡手段の確保

職員は、常時、参集時の連絡手段として、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 指定職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び指定職員が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長（市長）	副市長	教育長	総務課長
副本部長（副市長）	教育長	総務課長	総務課長が指名した課長
本部員（各課長）	各課課長補佐		

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 上越地域消防事務組合における体制

市は、上越地域消防事務組合における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における上越地域消防事務組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制の整備に努める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施す

るとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、上越地域消防事務組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

※表中「法」は国民保護法を指す。

項目	内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	健康保険課 観光商工課
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	農林課
	土地等の使用に関する事(法第82条)	建設課
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)	建設課
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	健康保険課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	該当課
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	健康保険課
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		該当課
訴訟に関する事(法第6条、175条)		該当課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県との連携

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑にできるよう、県危機対策課と緊密な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置

等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村等との連携

(1) 他市町村との連携

市は、他市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村等相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、上越地域消防事務組合に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うなどにより、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備充実について要望する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの

果たす役割が大きいことから、市は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、住民のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、協定の締結などを含め必要な連携体制を整備する。

第3章 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 市における通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、伝達を確実に行うため、防災行政無線をはじめとする情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4章 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理

及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	⑦ 市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自主防災組織、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、迅速に伝達する体制を整備する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否

情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 妙高市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 妙高市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5章 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修の実施

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国、県の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

国民保護ポータルサイト	https://www.kokuminhogo.go.jp/
総務省消防庁ホームページ	https://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練の実施

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織、自治会・町内会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第6章 避難・救援体制の整備

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図（住宅地図等）
- 地区別人口（男女別）、世帯数一覧
- 市内の道路網リスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資のリスト
- 生活関連等施設のリスト
- 関係機関・団体の連絡先一覧、災害時応援協定等一覧
- 自主防災組織、町内会・自治会等の連絡先等一覧
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

また、避難誘導時に避難行動要支援者支援班を迅速に設置できるよう必要な体制を整備する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

また、区域内の観光客等一時滞在者数や昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

・輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

・輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設について把握しておくべき標準的事項】

- ① 施設の名称
- ② 施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）
- ③ 管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）
- ④ 施設の面積、構造及び保有施設（給食施設、浴室・トイレ等）ほか

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災局
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第7章 医療救護体制の整備

市は、県、医療機関及び医療関係団体と平素から緊密な連携を図り、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築するものとする。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護体制の確立

市は、県、関係機関等と連携のうえ、武力攻撃災害から市民等の生命及び健康を保護するため、医療救護体制の整備を行う。

市は、体制の整備にあたっては、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、施設の点検等を行う。

(2) 救護所の設置準備

① 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

② 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護室として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知するものとする。

③ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

2 医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとし、不足する場合の対応として県と供給支援について調整しておくものとする。

第8章 要配慮者の支援体制の充実

高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にある者もいるため、市は、県、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

1 要配慮者への配慮

(1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、市は、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(2) 公共施設及び住宅の安全性向上

市は、武力攻撃災害時における障がい者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努めるものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

市は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの適切な運用を図るとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(4) 要配慮者のための啓発・訓練

市は、県と協力して、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

(5) 防災資機材等の整備

市は、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織等に対し、移動用の担架やヘルメット、非常持ち出し袋の用意など日ごろからの備えについて、市報等を通じて呼びかけを行う。

(6) 市の体制整備

市は、災害発生時に在宅の高齢者・障がい者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する必要があるため、福祉・保健担当課を中心とした要配慮者対策班等を設置するものとする。

2 社会福祉施設等における安全確保対策

(1) 社会福祉施設等における体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、入所者等の安全確保のため施設の職員による、自発的な取組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

また、社会福祉施設等の管理者に対し、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案のうえ、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 施設、設備の安全強化

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

(3) 食料品等の備蓄

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄、及び必要により井戸、耐震性貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

(4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。

また、社会福祉施設等の管理者が地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努めるよう要請する。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

市は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県と連携のうえ、施設間のネットワーク形成に努める。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、県の指導・助言を得て、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう指導する。

(1) 学校等における体制の整備

市は、県の指導・助言を得て、学校等の管理者に対し、生徒等の安全確保のため、学校の教職員等による自発的な取組みを促すほか、必要に応じて消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう指導する。

(2) 学校等における訓練

市は、県の指導・助言を得て、学校等の管理者に対し、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう指導する。

(3) 緊急体制の構築

市は、県の指導・助言を得て、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう、指導する。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう、指導する。

第9章 物資及び資材の備蓄、整備

武力攻撃等の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第10章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難、救援を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市では、除排雪体制の強化、緊急体制の整備、孤立予想地区の通信・連絡体制を整備することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、その管理する道路について、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するものとする。

(1) 市道の交通確保

市は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、冬期交通確保に努める。

また、除雪路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(2) 市道以外の交通確保

市は、一般国道、県道、高速自動車道の各道路管理者と緊密な連携うえ計画的な除排雪を依頼する。

また、市は、雪崩等の交通遮断を防止するため、スノーシエッド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備を各道路管理者へ要望する。

(3) 鉄道施設の交通の確保

鉄道施設についても、避難の際、重要な輸送機関であることから、鉄道管理者へ、積雪期における列車の安定輸送のために、除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図るよう要請する。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 孤立予想地区の通信・連絡体制の整備

豪雪により、孤立が予想される地区についての通信の確保については、通信手段の多ルート化に努め、緊急時の通信・連絡体制の整備を図る。

- 地域防災行政無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- 携帯及び簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- 孤立防止用無線電話（N T T東日本）の整備

4 積雪期の施設の管理

各施設の管理者は積雪期の施設管理について、適正な管理が必要となることから、日頃から点検等の確認が必要となる。

市は、特に、避難所施設については、積雪期でも緊急的な使用が考えられることから管理者と協議により暖房、調理用加熱燃料の確保など常時使用可能な施設の管理体制を図るよう努める。

第11章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、我が国を取り巻く国際情勢や国民保護の意義や仕組みについて、広く市民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、研修会等を通じて市国民保護計画の周知に努める。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

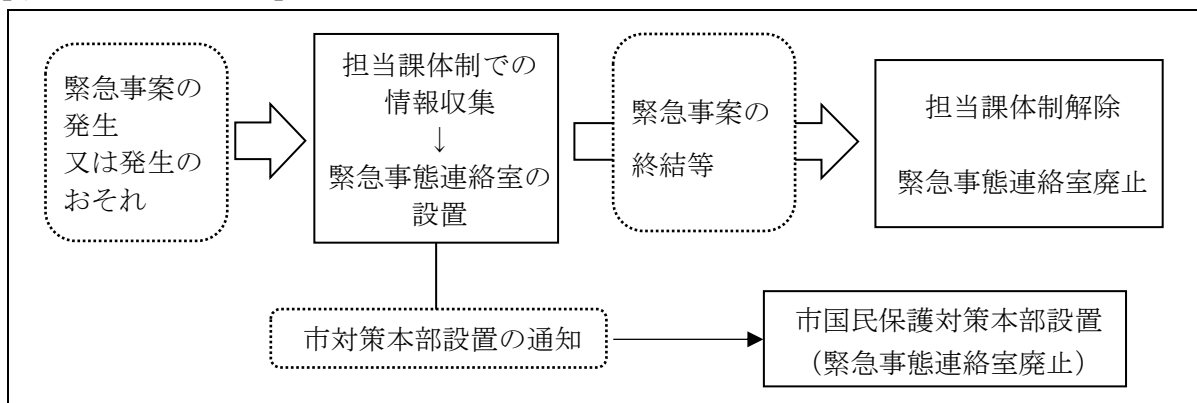
第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

【初動体制フロー図】



1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

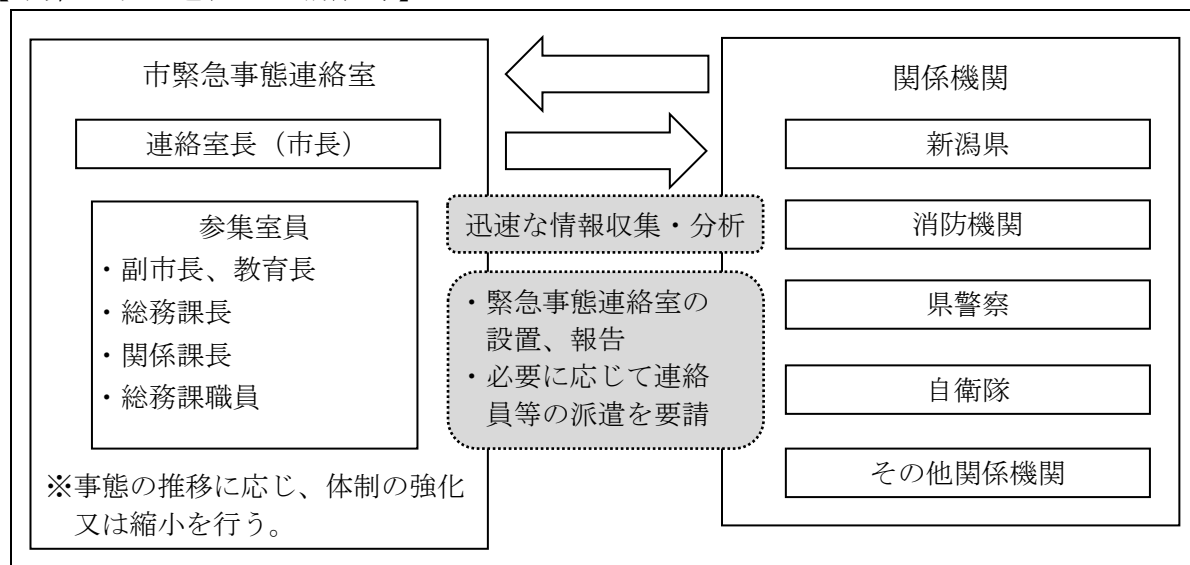
(1) 担当課体制における初動体制

市は、武力攻撃災害が発生するおそれあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、総務課指定職員を速やかに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

(2) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、総務課職員をはじめ、職員参集基準の第2配備体制に定める各課指定職員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



- ② 市緊急事態連絡室は、消防機関及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

- (3) 市緊急事態連絡室における初動措置の確保

市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

- (4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

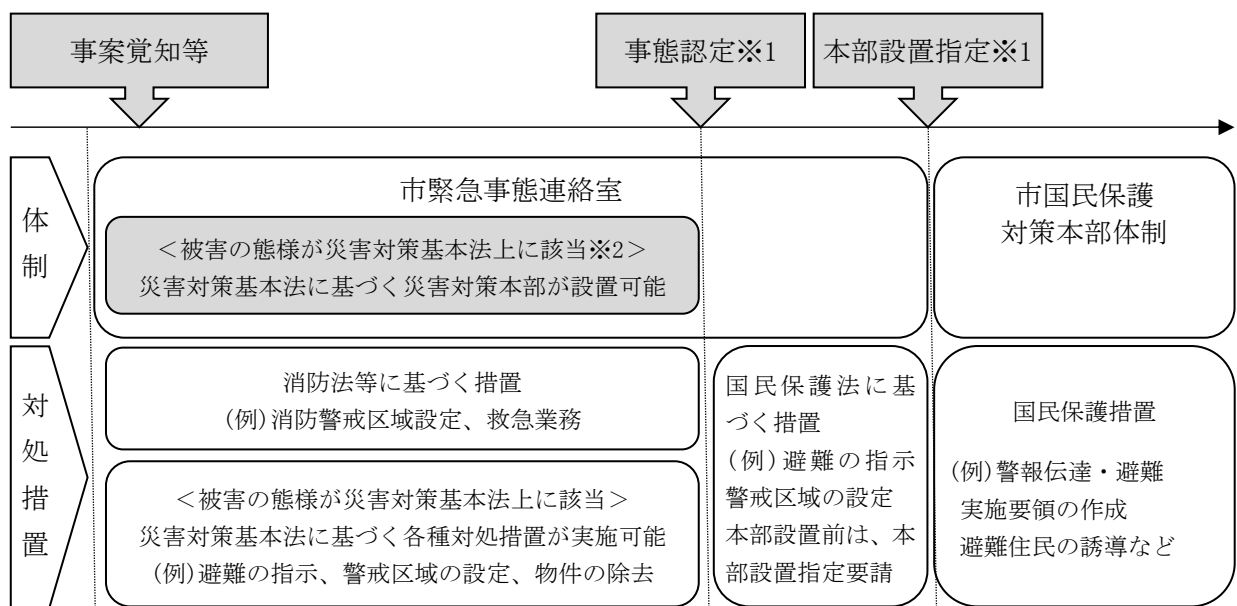
- (5) 市対策本部への移行に要する調整

市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに市緊急事態連絡室は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いが、事態に応じて本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発・放射性物質の大量流出の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部長として市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部副本部長（副市長、教育長）、市対策本部員（課長、局長、支所長）、市対策本部職員等に対し、携帯電話、電子メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、無線、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕・・・妙高市役所 妙高支所

〔第2位〕・・・妙高市役所 妙高高原支所

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市として指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指摘公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うために必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(4) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

【妙高市国民保護対策本部組織の編成】

本部長	副本部長	部名	部長	班名	班長	班員
市長	副市長 教育長	総務部	総務課長	総務班	総務課長補佐	総務課員
				情報班	企画政策課長	企画政策課員
				財務班	財務課長	財務課員
				地域班	地域共生課長	地域共生課員
				会計班	会計課長	会計課員
				妙高高原支所班	妙高高原支所長	妙高高原支所職員
				妙高支所班	妙高支所長	妙高支所職員
				議会班	議会事務局長	議会事務局員
				予備班	監査委員事務局長	監査委員事務局員
		建設部	建設課長	庶務・情報班	建設課長補佐	建設課員
				河川・道路班	建設係長	建設課員
				水防・資材班	雪水対策係長	建設課員
				都市計画班	まちづくり係長	建設課員
				建築班	建築住宅係長	建設課員
		民生環境部	福祉介護課長	福祉介護班	福祉介護課長補佐	福祉介護課員
				保健医療班	健康保険課長	健康保険課員
				環境生活班	環境生活課長	環境生活課員
				避難対策班	市民税務課長	市民税務課員
		経済部	観光商工課長	農林班	農林課長	農林課員、農業委員会事務局員
				観光商工班	観光商工課長補佐	観光商工課員
		上下水道部	上下水道局長	庶務・情報班	上下水道局次長	上下水道局員
				上下水道班	各施設整備係長	上下水道局員
		教育部	こども教育課長	学校教育班	こども教育課長補佐	こども教育課員 学校施設関係職員
				幼児教育班	こども教育課長補佐	こども教育課員 認定こども園・保育園職員
				社会教育班	生涯学習課長	生涯学習課員 社会教育施設関係職員

【妙高市国民保護対策本部業務分掌】

部	班	業務	担当課
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の運営、総合調整に関すること 2 避難実施要領の策定に関すること 3 被害報告・応急対策等の情報収集、報告に関すること 4 自衛隊の派遣要請に関すること 5 他市町村・関係機関との連絡調整に関すること 6 防災行政無線の通信統括に関すること 7 警察署、消防署等との連絡調整に関すること 8 退避の指示、避難誘導、警戒区域の設定に関すること 9 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 10 安否情報の収集に関すること 11 職員の被災状況の把握に関すること 12 部内及び各部の総合調整に関すること 13 情報システムの機能確保に関すること 14 災害救助法、災害救助条例に関すること 15 特殊標章等の交付等に関すること 16 その他各部に属さない事項に関すること 	総務課
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民及び報道機関等への広報に関すること 2 報道機関等との連絡調整に関すること 3 災害広報等に関すること 	企画政策課
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること 2 武力攻撃災害対策の財源措置に関すること 3 市有財産の被害調査に関すること 4 各部の救援用資機材、物資の調達調整に関すること 5 公共用地の確保及び運用に関すること 6 土地建物等の一時使用に関すること 	財務課
	地域班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関すること 2 町内会、自主防災組織等との連絡調整に関すること 3 避難所との連絡調整に関すること 4 支所班との連絡調整に関すること 5 居住外国人に対する支援に関すること 6 空き家対応に関すること 	地域共生課
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出納経理に関すること 2 義援金、見舞金等の管理に関すること 	会計課
	妙高高原支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関すること 2 応急現地対策に関すること 3 広報に関すること 	妙高高原支所
	妙高支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関すること 2 応急現地対策に関すること 3 広報に関すること 	妙高支所
	議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること 	議会事務局
	予備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関すること 	監査委員事務局
	建設部	庶務・情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の情報収集に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 部内各班の調整、庶務に関すること
河川・道路班		<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、その他公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 交通途絶箇所及び迂回路線の公示に関すること 3 土石及び竹木の除去に関すること 4 土木施設の被害報告に関すること 	建設課

	水防・資材班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水防活動の連絡調整に関する事 2 応急資機材の調達及び搬送に関する事 3 道路等の除排雪計画及び実施に関する事 	建設課
	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 都市公園の一時使用に関する事 	建設課
	建築班	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物の被害状況調査及び応急危険度判定に関する事 2 市営住宅等の被害調査及び報告に関する事 3 市営住宅等の災害対策及び応急復旧に関する事 4 応急仮設住宅等の建設に関する事 	建設課
民生環境部	福祉介護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 社会福祉施設入居者の避難指導に関する事 3 避難行動要支援者等の安全確保及び支援に関する事 4 被災者に対する応急品の給与に関する事 5 被災者に対する福祉相談に関する事 6 社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関する事 7 緊急炊き出しに関する事 8 義援物資の受入れ及び配分に関する事 9 災害義援金の給付配分に関する事 10 ボランティアに関する事 	福祉介護課
	保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療施設の被害状況調査に関する事 2 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 3 救護所の設置及び応急医療救護に関する事 4 感染症予防及び防疫対策に関する事 5 医療用資機材、医薬品及び衛生材料の確保に関する事 6 被災者に対する保健相談、こころのケアに関する事 	健康保険課
	環境生活班	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 災害廃棄物の処理に関する事 3 企業の公害発生防止指導に関する事 4 ねずみ族、害虫等の駆除に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 死亡獣畜等の処理に関する事 7 防犯及び交通安全対策に関する事 8 バス運行対策に関する事 9 愛玩動物に関する事 	環境生活課
	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営する事 2 避難者名簿の作成に関する事 3 家屋等の被害調査に関する事 4 被災世帯の調査に関する事 5 り災者名簿作成及びり災（被災）証明発行に関する事 6 り災相談所の開設に関する事 7 市税の減免及び徴収猶予に関する事 	市民税務課
経済部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> 1 主要食料の確保に関する事 2 食料及び生活必需品の配送に関する事 3 農林施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 4 農林業関係の被害調査及び報告に関する事 5 農産物の応急措置に関する事 6 農林関係機関、団体との連絡調整に関する事 	農林課
	観光商工班	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の調達、供給に関する事 2 物資集積所の管理に関する事 3 観光商工施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 観光商工業者の被害調査及び報告に関する事 5 雇用対策に関する事 	観光商工課
	予備班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関する事 	農業委員会事務局

上下水道部	庶務・情報班	1 部内各班の総合調整に関すること 2 武力攻撃災害の情報収集に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 部内の庶務に関すること	上下水道局
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 飲料水の確保及び臨時給水に関すること	上下水道局
教育部	学校教育班	1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 児童生徒の避難及び被災状況調査、報告に関すること 3 避難所の開設及び管理運営に関すること 4 学用品の給付に関すること 5 学校施設の災害時の使用に関すること 6 教職員の動員に関すること	こども教育課
	幼児教育班	1 保育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 園児の避難に関すること 3 園児の被災状況調査及び報告に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に関すること	こども教育課
	社会教育班	1 社会教育施設、スポーツ施設、文化財等の被害調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設及び管理運営に関すること 3 社会教育施設、スポーツ施設の災害時の使用に関すること	生涯学習課

備考 この表に定める業務分掌により難しい場合は、本部長がその都度業務分掌を定める。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を置く。

② 広報手段

防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、有線、広報誌、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称 (所在地)	連 絡 先
NHK新潟放送局 (新潟市中央区川岸町1-49)	電話 025-265-1141、FAX 025-265-1145
B S N新潟放送、ラジオ (新潟市中央区川岸町3-18)	電話 025-230-1532、FAX 025-267-5810
N S T新潟総合テレビ (新潟市中央区八千代2-3-1)	電話 025-249-8900、FAX 025-249-8881
T e N Yテレビ新潟 (新潟市中央区新光町1-11)	電話 025-283-8151、FAX 025-283-8159
U X新潟テレビ21 (新潟市中央区下大川前通2230-19)	電話 025-223-8608、FAX 025-223-0194
新潟日報社上越支社 (上越市木田1-2-4)	電話 025-523-9720、FAX 025-523-9734
上越タイムス社 (上越市高土町2-4-6)	電話 025-525-6666、FAX 025-525-0061
上越ケーブルビジョン (上越市西城町2-2-27)	電話 025-526-2111、FAX 025-524-6118
新井有線放送 (妙高市西条445-6)	電話 72-2753、FAX 73-7538

(6) 市現地対策本部の設置

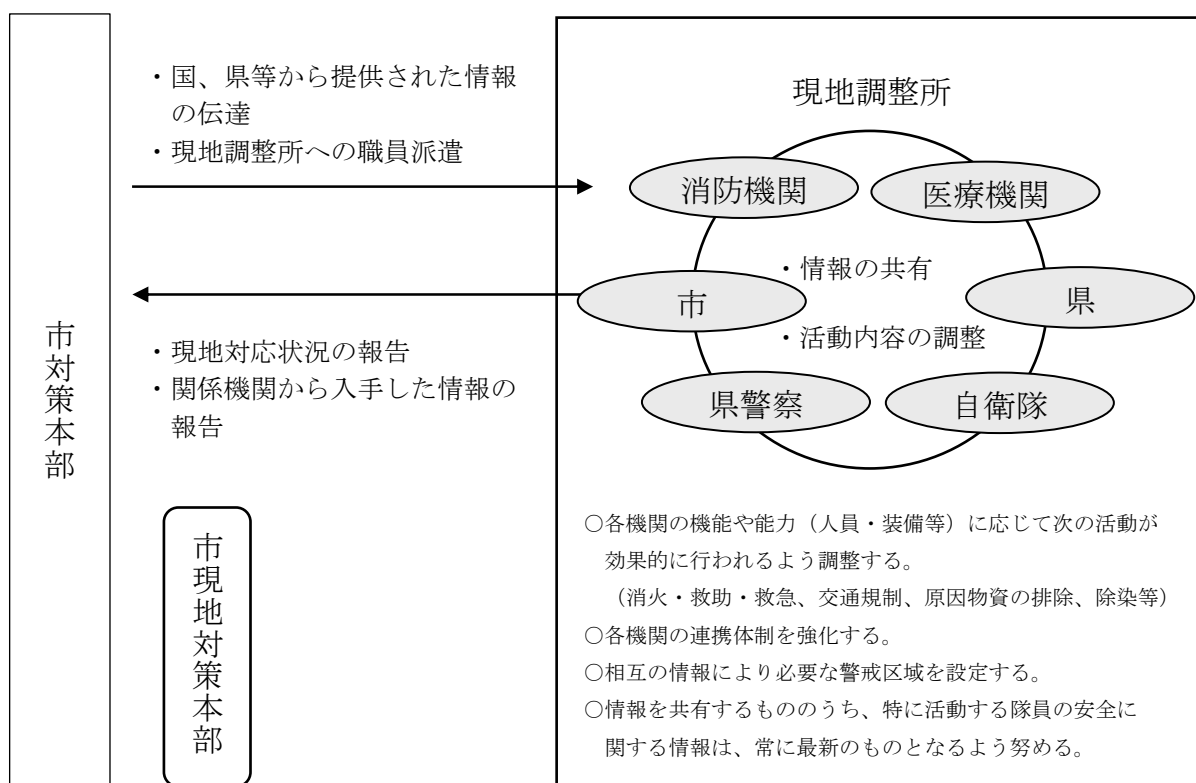
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を図る。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において、現場活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に

照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長が行う派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、地方協力本部長又は協議会委員である隊員を通じて東部方面総監等に連絡する。

要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話により行う。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となる事項

なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。

項目	想定される国民保護措置
避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況に把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

(2) 出動部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な連携を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

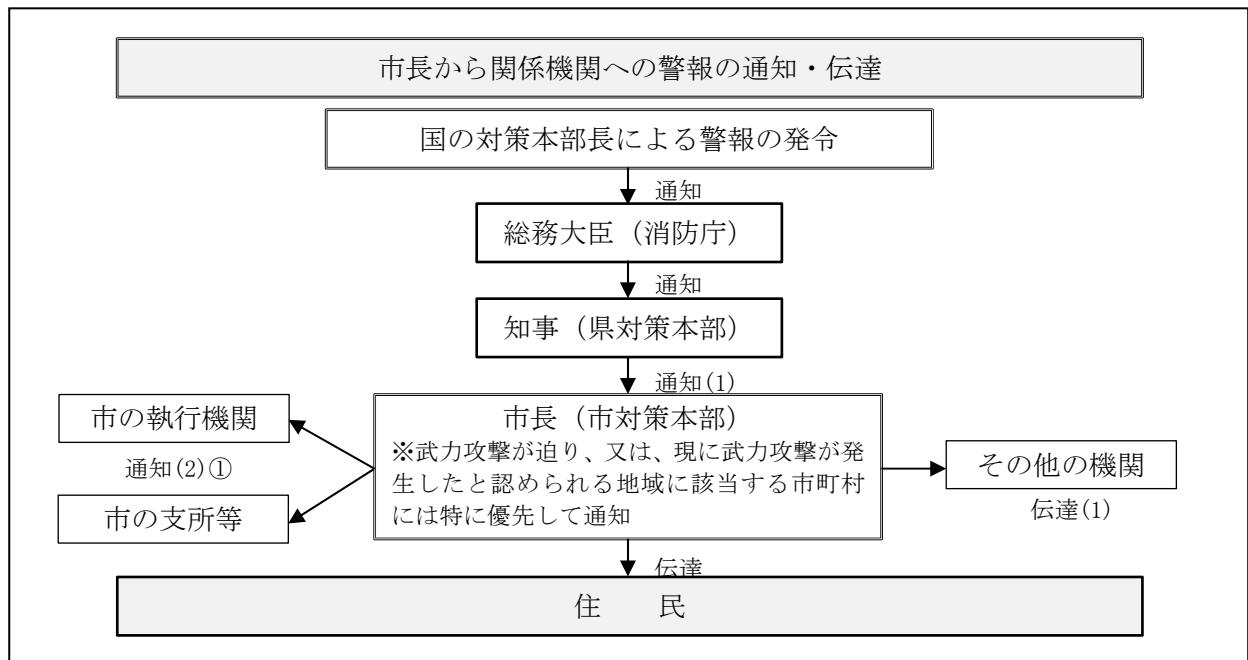
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<https://www.city.myoko.niigata.jp/>) に警報の内容を掲載する。

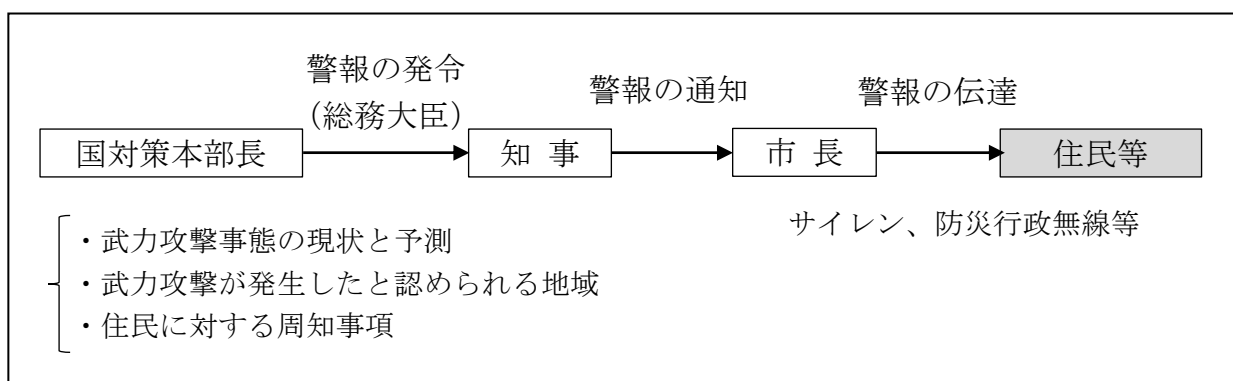
※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※警報の伝達は、防災行政無線の他、広報車、自主防災組織、消防団等を活用するなどにより行う。

※市長は、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報伝達のフロー】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

防災行政無線のほか、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
この場合において、消防団は、平素から地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には避難行動要支援者について、福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達通知方法と同様とする。

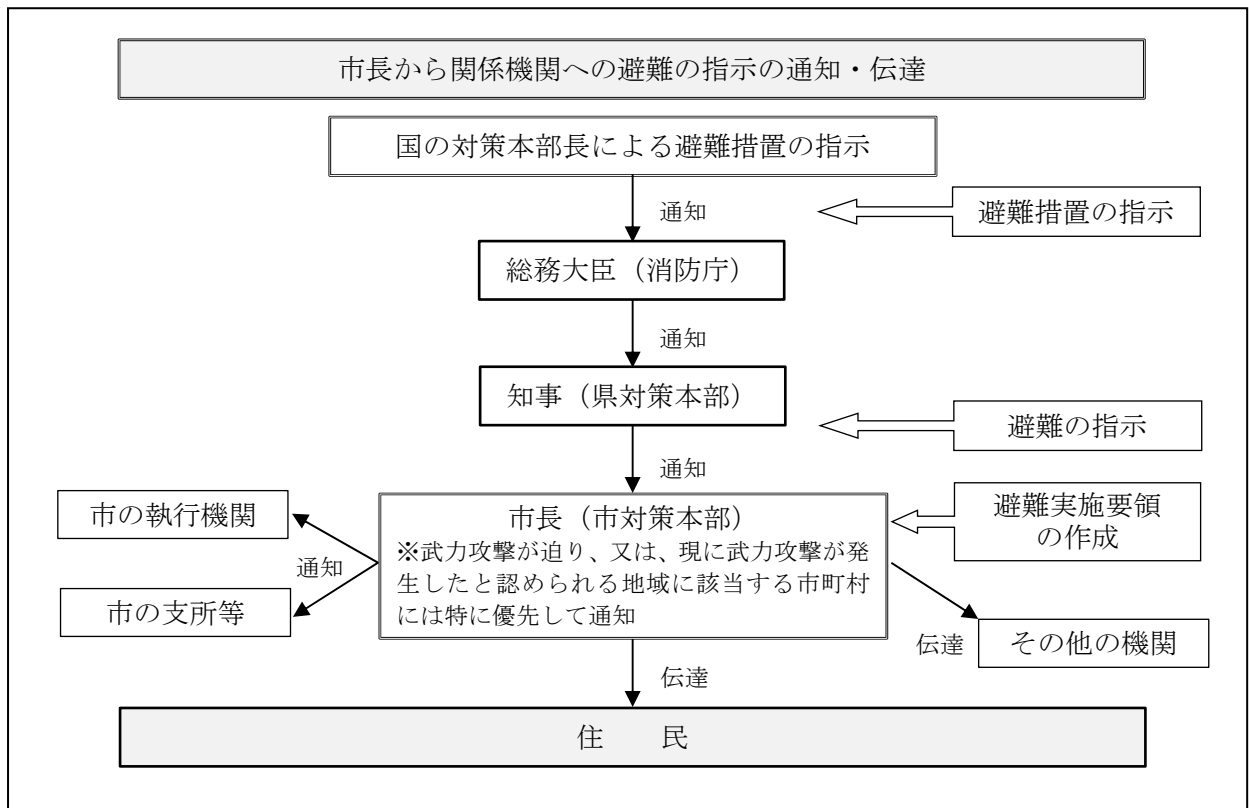
第5章 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※市長は避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（例）

新潟県妙高市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

妙高市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 妙高市のA地区の住民は、△△市のB地区にある市立B小学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

バスの場合：妙高市A地区の住民は、妙高市立A小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自主防災組織、自治会・町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、Cバス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、市立B小学校体育館に避難する。

鉄道の場合：妙高市A地区の住民は、D鉄道××線○○駅前広場に集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自主防災組織、自治会・町内会、事業所等の単位で行動し、○○駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はE通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発△△市B駅行きの電車で避難する。△△市B駅到着後は、△△市職員及び妙高市職員の誘導に従って、おもに徒歩で市立B小学校体育館に避難する。

- (2) 妙高市F地区の住民は、■市G地区にある■市立G中学校を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

・ ・ ・ 以下省略 ・ ・ ・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕のある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者と連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

妙高市対策本部 担当 ○○△△

TEL 0255-××-×××× (内線×××)

FAX 0255-××-××××

・・・以下略・・・

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

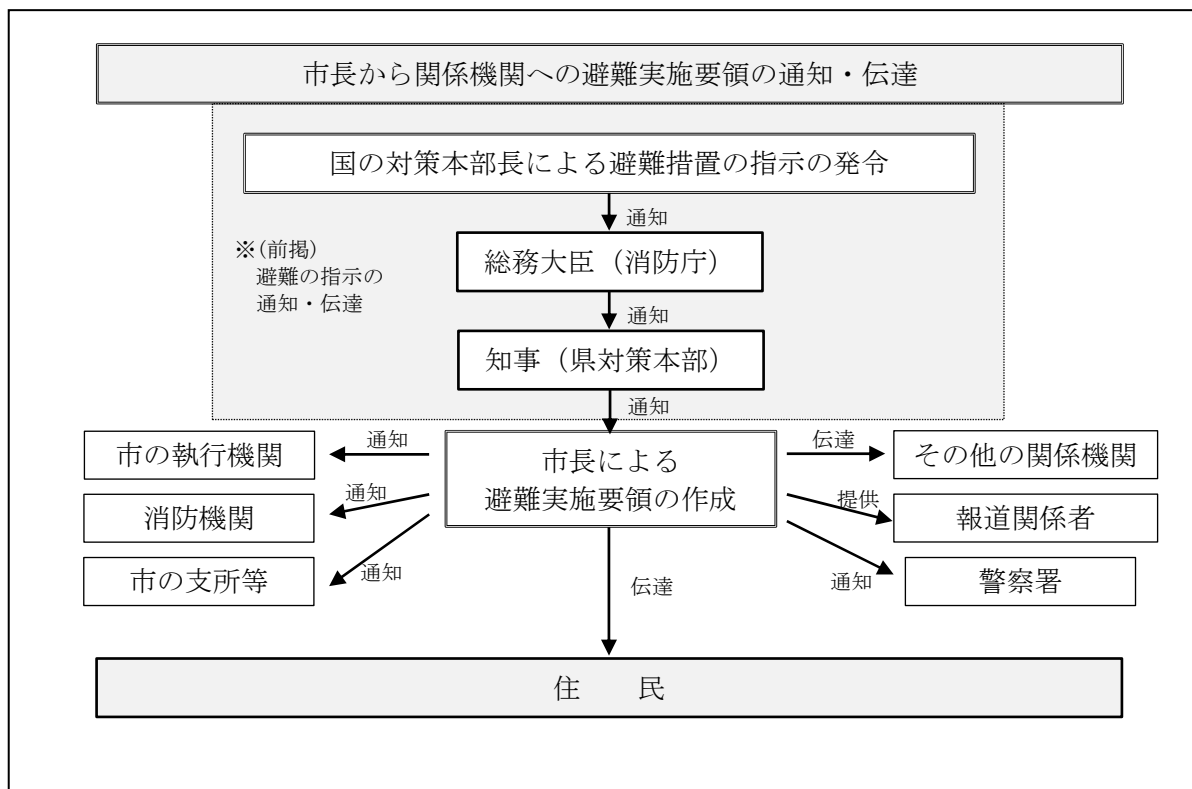
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防局長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。

【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所ごとに市の職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所ごとに、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市は、消防署に対し、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

特に避難行動要支援者の避難支援については十分な配慮を求める。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班等を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的

考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 輸送力の確保

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。

また、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請するものとする。

(14) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物等の施設に避難することとなる。

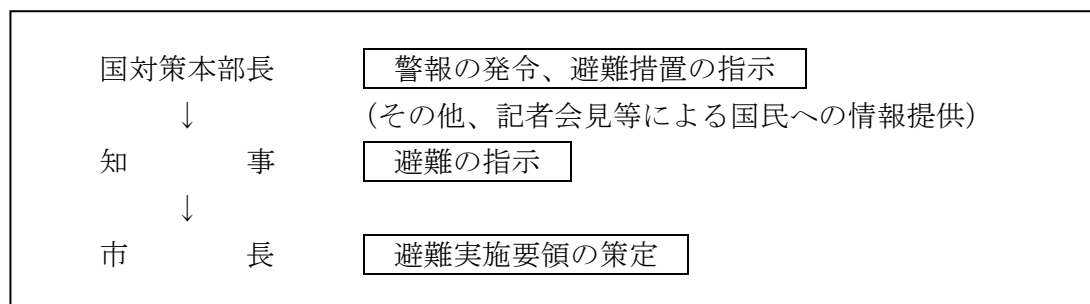
② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難

措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【措置の流れ】

ア) 対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令



※弾道ミサイル攻撃においては、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

4 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、知事より避難先地域として指示を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、市域外からの避難住民を受入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

市長は、市域外からの避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設する。

なお、市長は、避難所を開設した場合は、開設状況について速やかに知事に情報提供を行う。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営にあたり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

5 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

住民の避難が長期化した場合は、市は、県の協力を得て、避難所運営にあたって以下の点に留意し、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水対策等
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における市民等の協力

市は、避難所に避難した市民等に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。また、市は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 避難所自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

6 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずることとする。

第6章 要配慮者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある者もいるため、迅速かつ的確な要配慮者の安全避難を実施するための措置について、以下のとおり定める。

1 要配慮者への配慮

(1) 避難

市は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、要配慮者が属する自治会、町内会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

(2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

市は、県と連携のうえ、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認にあたっては、必要に応じ自主防災組織、自治会長、民生委員・児童委員、近隣住民等の協力を得るものとする。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、県と連携のうえ、避難所及び要配慮者宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 病院、社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確保及び避難等

市は、武力攻撃により、病院及び社会福祉施設が被災した場合、その施設長が直ちに、入（通）所者の安全及び施設の被災状況の把握や、入（通）所者の不安を解消するなどの措置を実施するとともに、入（通）所者が被災したときには、施設職員又は近隣の住民、自主防災組織の協力を得た応急救助の実施、あるいは必要に応じて消防機関等へ救助を求めるなどの措置がとれるよう要請をしておくこととする。

(2) 被災報告等

市は、施設長に対し、入（通）所者及び施設の被災状況の市、県等への報告の協力を依頼するとともに、必要な措置の要請についてすみやかな対応に努める。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

市は、県と連携し、施設の継続使用が不能になったときに、火災や地震等への対応に準じた措置を講ずるよう要請する。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、県の助言を得て、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否確認について協力を依頼する。

第7章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて市社会福祉協議会に協力を要請し、ボランティアセンターを設置するものとする。

なお、市はボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集した市ボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、県と連携しそれぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
 - ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
 - ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
 - ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
 - ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
 - ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
 - ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
 - ・ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
 - ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
 - ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - ・ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等

に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応
(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所を選定
- ・ 聴覚障がい者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施行者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

武力攻撃災害が発生した場合、市は、県、医療機関等関係機関と連携し、迅速に避難住民等に対する医療を実施する。

なお、実施にあたっては、医療関係者に対し、安全の確保について十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に支援を要請する。

また、市は県と連携し、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(1) 救護所等の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

- 初期救急医療
- 災害拠点病院等への移送手配
- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 県への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。

(4) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

(5) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は生物剤、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 死体の捜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 死体の捜索

市は、市内の被害状況の把握を行うとともに、県警察、消防機関及び自衛隊等と連携して死体の捜索を行う。

(2) 死体の処理

市は、警察に協力して身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。

(3) 遺体の埋葬及び火葬

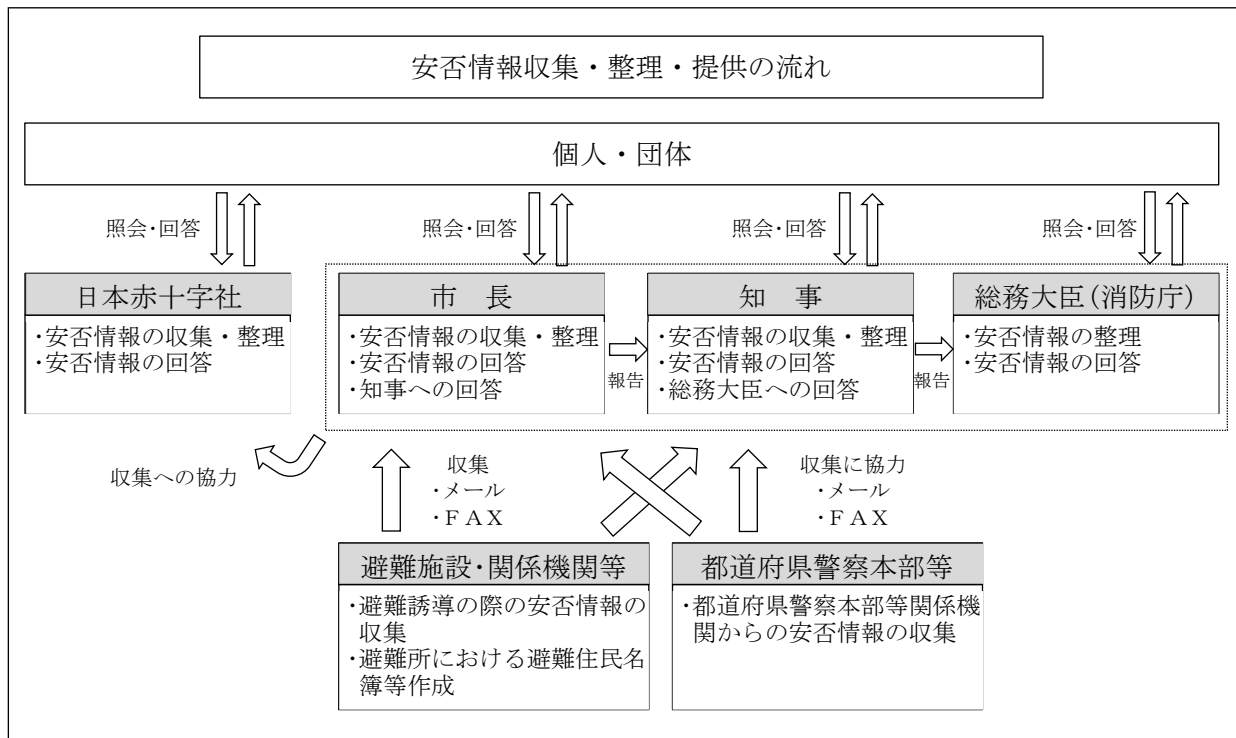
市は、遺体搬送車両、骨つぼ等が不足する場合には県に要請するものとする。

また、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続きを簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

第8章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



収集項目

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民等については安否情報省令第1条に規定する様式第1号（資料編参照）を、武力攻撃災害により死亡した市民等については同様式第2号を（資料編参照）用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に1規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号（資料編参照）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（資料編参照）に必要事項を

記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、住基カード、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

また、障がい者や外国人等からの照会への対応についても配慮する。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（資料編参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号（資料編参照）により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第9章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第10章 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

【退避の指示の例】

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

なお、市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

市長は、消防機関に対し、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、軽減するよう要請する。

また、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、上越地域消防事務組合と協議し、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、上越地域消防事務組合と協議し、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行う

など、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、被災地以外の市長として、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、上越地域消防事務組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長は、特に現場で活動する消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第11章 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について、市長が命ずることができる対象及び措置は、次のとおりとする。

【市長が命ずることができる危険物質等の対象と措置】

対 象	消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）
措 置	①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 12 条の 3） ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号） ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第12章 化学工場における武力攻撃事態への対処等

市は、化学工業地帯指定区域において武力攻撃災害が発生した場合には、広域かつ複雑な態様の二次災害発生等のおそれがあるため、化学工業地帯指定区域への武力攻撃事態への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置を実施する。

1 対象施設の考え方

危険物等を取り扱う施設の特性から、武力攻撃災害が発生した場合には二次災害等が発生するおそれがあるものとして、市地域防災計画の指定区域内に所在する事業所に関する対処について記述する。

2 安全確保の留意点

市は、消防等関係機関との連携強化に努めるとともに、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、市は、指定区域内に所在する事業所の設置者に対し、自主警戒体制及び共同警戒体制を整備し、施設管理の徹底により不審者や不審物の警戒を行うよう要請する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、危険物、高圧ガス及び毒劇物（以下「危険物等」という。）の流出及び拡散の防止のための応急措置を講じ、武力攻撃災害の局限化を図ることとする。

なお、指定区域に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として地域防災計画化学工業地帯等対策編を準用する。

3 武力攻撃事態への備え

(1) 事業者等の体制整備

市は、事業者に対し、施設への入構管理にあたって不審者の侵入を防止する確認体制を強化するとともに、平素から構内の危険物等の保管状況の把握に努め、併せて市、県警察、消防署等との緊密な連絡体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

市は、事業者に対し、入構管理にあたって身分確認、携行品の確認等を実施し、不審者の侵入を防止するとともに、警察署長等と連携のうえ、事業所及び事業所周辺の巡回警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

市は、事業者に対し、あらかじめ構内の避難経路を確認しておくとともに、適宜

避難訓練や関係機関による対処措置訓練等を実施するよう要請する。

4 通報体制及び施設の使用停止命令

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 事業者等が行う通報

市は、事業者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに市長、消防局長、警察署長等に通報するよう要請する。

② 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合、知事、周辺市町村長等にその旨を通知する。

(2) 武力攻撃災害の広報

市は、指定区域内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の安全確保と人心の安定を図るため、県警察等と連携のうえ、災害の状況や住民のとるべき措置に関する広報を実施する。

(3) 安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 施設の使用停止

市長は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、危険物等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止を要請する。

5 周辺住民等の避難措置

(1) 事業者による避難措置

市は、事業者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに構内従業員等の避難誘導を図るよう要請する。

その場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとする。

(2) 周辺住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

市長は、指定区域内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、周辺住民の避難措置等について、速やかに県と協議する。

② 避難誘導

市長は、知事から避難の指示があったときは、避難経路や手段等を住民に伝達するとともに、消防機関、自主防災組織、民生委員・児童委員等関係機関と連携して、避難の誘導を実施する。

この場合において、要配慮者の支援に十分配慮する。

③ 退避の指示

市長は、指定区域内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、周辺住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら退避の指示を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

④ 警戒区域の設定

市長は、指定区域内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、もしくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら退避の指示を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

市は、事業者に対し、施設の被害状況を速やかに把握し、危険物等の流出及び拡散による二次災害を防止するため、所要の措置を行うよう要請する。

また、市は、事業者に対し、大規模火災等の発生に際しては、消防機関等と連携のうえ、速やかに消火及び被害の拡大防止に努めるよう要請する。

② 応急対策の実施

市は、事業者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分留意のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 施設の応急復旧等のための連携

市は、関係機関と連携し、事業者が行う施設の復旧体制の構築を支援する。

第13章 ダムにおける武力攻撃事態への対処等

市は、ダム破壊等に関し、被害が予想される地域住民の避難を迅速かつ的確に実施するための基本的な考え方について、以下のとおり定める。

1 対象施設の考え方

一級河川関川の最上流に位置する笹ヶ峰ダムは下流部では農地を潤し、また重要な水源である。

ダム破壊等の対処について記載する。

2 安全確保の留意点

市は、ダム施設管理者である県、県警察、消防等関係機関との連携強化に努めるとともに、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、市は、管理者に対し、自主警戒体制及び共同警戒体制を整備し、施設管理の徹底により不審者や不審物の警戒を行うよう要請する。

3 武力攻撃事態への備え

(1) 体制整備

市は、管理者に対し、ダム施設への不審者の侵入を防止する確認体制を強化するとともに、市、県警察、消防署等との緊密な連絡体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

市は、管理者に対し、不審者の侵入を防止するとともに、警察署長等と連携のうえ、事業所及び事業所周辺の巡回警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

市は、管理者に対し、あらかじめ敷地内の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置訓練等を実施するよう要請する。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 管理者が行う通報

市は、管理者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに市長、消防局長、警察署長等に通報するよう要請する。

② 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合、知事、沿川市町村長、関係土地改良区等にその旨を通知する。

(2) 武力攻撃災害の広報

市は、ダム施設において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の安全確保と人心の安定を図るため、警察等と連携のうえ、災害の状況や住民のとるべき措置に関する広報を実施する。

(3) 安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、管理者に対し、施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 周辺住民等の避難措置

(1) 管理者による避難措置

市は、管理者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、警察、消防等と連携のうえ、速やかに施設管理員等の避難誘導を図るよう要請する。

その場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとする。

(2) 周辺住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

市長は、ダム施設内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、周辺住民の避難措置等について、速やかに県と協議する。

② 避難誘導

市長は、知事から避難の指示があったときは、避難経路や手段等を住民に伝達するとともに、警察、消防機関、自主防災組織、民生委員・児童委員等関係機関と連携して、避難の誘導を実施する。

この場合において、要配慮者の支援に十分配慮する。

③ 退避の指示

市長は、ダム施設内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、沿川住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら退避の指示を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

④ 警戒区域の設定

市長は、ダム施設内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、もしくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら警戒区域の設定を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

市は、管理者に対し、施設の被害状況を速やかに把握し、所要の措置を行うよう要請する。

② 応急対策の実施

市は、事業者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分留意のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 施設の応急復旧等のための連携

① 応急復旧

市長は関係機関と連携し、管理者が行う施設の復旧体制の構築を支援する。

第 14 章 観光施設における武力攻撃事態への対処等

市は、観光施設において武力攻撃災害が発生した場合に、被害が予想される住民、観光客の避難を迅速かつ的確に実施するための基本的な考え方について、以下のとおり定める。

1 対象施設の考え方

当市は、面積の約 3 分の 1 の 16,167ha が、妙高戸隠連山国立公園に属しており、日本百名山の一つである妙高山の裾野には、豊かな自然と 7 つの温泉郷が広がっている。

こうした自然資源と温泉、雪を活かし、夏季は自然探勝、冬季はスキー、年間を通して温泉利用が盛んであるなど、国内外から多様な利用者が訪れている。

このため、本計画では旅館、ホテル、民宿、スキー場など観光施設の対処について記載する。

2 安全確保の留意点

市は、施設管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント、県警察、消防等関係機関との連携強化と事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、市は、施設管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント等に対し、自主警戒体制及び共同警戒体制を整備し、施設管理の徹底により不審者や不審物の警戒を行うよう要請する。

3 武力攻撃事態への備え

(1) 体制整備

市は、管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント等に対し、観光施設への不審者の侵入を防止する確認体制を強化するとともに、市、県警察、消防署等との緊密な連絡体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

市は、管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント等に対し、不審者の侵入を防止するため、警察署長等と連携のうえ、施設及び周辺の巡回警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

市は、管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント等に対し、あらかじめ住民、観光客の避難経路を確認しておくとともに、多くの観光客を想定した避難訓練や関

係機関による対処措置訓練等を実施するよう要請する。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 管理者が行う通報

市は、管理者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに市長、消防局長、警察署長等に通報するよう要請する。

② 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合、知事、周辺市町村長、関係機関等にその旨を通知する。

(2) 武力攻撃災害の広報

市は、観光施設において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民、観光客の安全確保を図るため、警察等と連携のうえ、災害の状況や住民、観光客のとるべき措置に関する広報を実施する。

(3) 安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、管理者に対し、施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 住民、観光客等の避難措置

(1) 管理者による避難措置

市は、管理者に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、警察、消防等と連携のうえ、速やかに施設管理員等による避難誘導を図るよう要請する。

その場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとする。

(2) 住民、観光客等の避難措置

① 避難等の準備

市長は、施設及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民、観光客等の避難措置等について、速やかに県と協議する。

② 避難誘導

市長は、知事から避難の指示があったときは、避難経路や手段等を住民、観光客に伝達するとともに、警察、消防機関、自主防災組織、民生委員・児童委員等

関係機関と連携して、避難の誘導を実施する。

この場合において、要配慮者の支援に十分配慮する。

③ 退避の指示

市長は、施設及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民、観光客を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民、観光客に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら退避の指示を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

④ 警戒区域の設定

市長は、施設及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、もしくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、知事が、緊急の必要があると認め、自ら警戒区域の設定を行った場合は、その旨を市長に通知するものとされている。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

市は、管理者、(一社)妙高ツーリズムマネジメント等に対し、施設の被害状況を速やかに把握し、所要の措置を行うよう要請する。

② 応急対策の実施

市は、管理者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分留意のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 施設の応急復旧等のための連携

市長は、関係機関と連携し、管理者が行う施設の復旧体制の構築を支援する。

第 15 章 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止

3号	死体	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄
5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 16 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、被災情報の第 1 報を県及び消防庁に報告するものとし、その後は、県が報告を行う方法に準じて県に被災情報を報告するものとする。

第17章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 18 章 ボランティア受け入れ計画

市は、避難した市民等の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係団体の支援・協力により、市災害ボランティアセンターを設置・運営するとともに、安全等を十分に確保したうえで、以下により対応を行う。

1 市災害ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害が発生したときは、必要に応じて市社会福祉協議会に協力を要請し、市災害ボランティアセンターを設置するものとする。

また、市は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市災害ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておくものとする。

2 市災害ボランティアセンターの活動支援

市は、関係団体の協力により市災害ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入れ、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、市災害ボランティアセンターは、必要に応じて、県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

第 19 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、県と連携しつつ必要な措置を講じ、被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所等に被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

4 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第 20 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、それぞれ国民保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア) 特殊標章 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



イ) 身分証明書 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

表面	裏面															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name:</p> <p>生年月日/Date of birth:</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue: 発行番号/No. of card:</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry:</p> </div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">身長/Height:</td> <td style="font-size: x-small;">目の色/Eyes:</td> <td style="font-size: x-small;">髪の色/Hair:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: x-small;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: x-small;">住所/Address:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: x-small;">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">印鑑/Stamp</td> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height:	目の色/Eyes:	髪の色/Hair:	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			住所/Address:			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height:	目の色/Eyes:	髪の色/Hair:														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
住所/Address:																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

ウ) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

① 市長

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧に関する計画等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償・実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

- 資料 1 妙高市国民保護対策本部及び妙高市緊急対処事態対策本部条例
- 資料 2 妙高市国民保護協議会条例
- 資料 3 妙高市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱
- 資料 4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
様式第 1 号（第 1 条関係） 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- 資料 5 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
様式第 2 号（第 1 条関係） 安否情報収集様式（死亡住民）
- 資料 6 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
様式第 3 号（第 2 条関係） 安否情報報告書
- 資料 7 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
様式第 4 号（第 3 条関係） 安否情報照会書
- 資料 8 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
様式第 5 号（第 4 条関係） 安否情報回答書

資料 1

○妙高市国民保護対策本部及び妙高市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、妙高市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び妙高市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 妙高市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 妙高市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 妙高市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、妙高市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料 2

○妙高市国民保護協議会条例

平成18年 3月27日 条例第 2号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第 8 項の規定に基づき、妙高市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年 4月 1 日から施行する。

資料3

○妙高市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

令和5年12月28日訓令第104号

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、本市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式第2号。以下「交付台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の

有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等は、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第18条 本市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

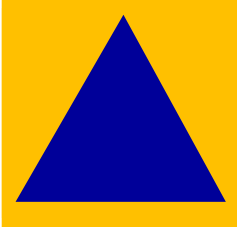
(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

附 則



この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：妙高市1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展開、掲揚又は表示船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

表面

	<p>妙高市長</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his/her capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
交付等の年月日/Data of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/ Signature of issuing authority 妙高市長		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

別記様式第2号（第4条関係）

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	妙高市の職員	2023/6/18	2025/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2025/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

妙高市長 宛

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） _____ （ローマ字） _____	生年月日（西暦） _____年 _____月 _____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3cm <small>（身分証明書の交付の場合のみ）</small>
電話番号： _____	
E-mail : _____	

識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）

身 長： _____ c m 眼の色： _____

頭髪の色： _____ 血液型： _____（Rh因子 _____）

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
（特殊標章の交付の場合のみ記載）

（許可権者使用欄）

資格： _____

証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____

有効期間の満了日： _____

返納日： _____

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
妙高市長 宛	
申請者	
住所 _____（電話 _____）	
氏名 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
妙高市長 宛	
申請者	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料 4

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を 希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答 する予定ですが、回答を希望しない場合 は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から の照会に対する回答又は公表することにつ いて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料5

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

資料 7

様式第 4 号 (第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
<p>妙高市長 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住所 (居所) 氏 名</p> <p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>		
<p>照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</p>	<p>① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため ③ その他 ()</p>	
<p style="text-align: center;">備 考</p>		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

資料 8

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
様		
妙高市長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

妙高市国民保護計画

平成19年 3月 1日作成

令和 6年 3月12日変更

編集・発行 新潟県妙高市総務課危機管理室
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
TEL 0255-72-5111
FAX 0255-72-9841
E-mail somu@city.myoko.niigata.jp
